

総合事務組合公報

千葉市中央区中央四丁目十七番八号 千葉県自治会館
千葉市町村総合事務組合
電話 〇四三(三一) 四一五五

※ この公報は、規則により組織団体に配布するものです。
必ず関係部課に供覧してください。

目次

(告示)

千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に係る福祉事業の施行に関する要綱の一部を改正する告示……………1頁
(公平委員会規則)
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………2頁

千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に係る福祉事業の施行に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月二十三日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合告示第八号

千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に係る福祉事業の施行に関する要綱の一部を改正する告示

千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に係る福祉事業の施行に関する要綱（昭和六十一年告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号中「二万千円」を「二万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「三万三千円」に改め、同項第四号中「専門課程」を「専門課程若しくは専攻科」に改める。

第十三条第二項中「八千円」を「一万三千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に係る福祉事業の施行に関する要綱（以下「新要綱」という。）第十二条第二項第二号、第三号及び第四号の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

3 新要綱第十三条第二項の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る就労保育援護金については、なお従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月二十三日

千葉県市町村公平委員会委員長 石井 慎一

千葉県市町村公平委員会規則第一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年千葉県市町村公平委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一中館山市の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-------------|-------|--------|-----------|-------|---|
| | | | | | 館山市 |
| | | | | | 議 会 |
| | | | | | 市長部局 |
| | | | | | 本 庁 |
| 環 境 セ ン タ ー | 保 育 園 | こ ども 園 | 福 祉 事 務 所 | | 事務局長 |
| センター長 | 園長 | 園長 | 所長 | 及び副主査 | 部長 参事 課長 室長 副参事 秘書、人事、給与、職員 団体、予算、法規審査、文書又は庁中取締担当の課において これらの事務を担当する副課長、主幹、副主幹、係長、主査 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------------------|--------------------------------|------------|-------|-------|----------|-----|-------|----|----------|----------|------|
| 柏市 | 同表中柏市の項を次のように改める。 | | | | | | | | | | | |
| | | 農業委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 | 監査事務局 | 教育委員会 | | | | | | 会計局 | |
| 図書館 | 中央公民館 | | | | 博物館 | 学校給食センター | 幼稚園 | 小・中学校 | 本庁 | | | |
| 議事事務局 | | 事務局長 | 書記長 | 事務局長 | 館長 | 館長 | 館長 | センター長 | 園長 | 校長 教頭 | 部長 課長 | 会計局長 |
| 事務局 | | 事務局長 次長 参事 課長 課長補佐 | | | | | | | | | | |

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

| | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------|---------------------|---|---|---|---------------------|--|
| | | | | | 市 長 部 局 | | | | |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 監 査 事 務 局 | 小 学 校 及 び 中 学 校 | 高 等 学 校 | 教 育 機 関 (小 学 校 、 中 学 校 及 び 高 等 学 校 を 除 く 。) | 教 育 委 員 会 事 務 局 | 会 計 課 | | |
| 事 務 局 長 事 務 局 長 補 佐 | 事 務 局 長 事 務 局 長 補 佐 | 事 務 局 長 事 務 局 長 補 佐 | 校 長 副 校 長 教 頭 | 校 長 副 校 長 教 頭 事 務 長 | 館 長 所 長 館 長 補 佐 所 長 補 佐 | 課 長 補 佐 人 事 ・ 給 与 及 び 職 員 団 体 担 当 の 課 の 係 長 | 部 長 理 事 上 席 技 監 次 長 参 事 技 監 課 長 担 当 課 長 | 課 長 担 当 課 長 課 長 補 佐 | 部 長 理 事 保 健 所 長 上 席 技 監 次 長 参 事 技 監 課 長 所 長 市 場 長 室 長 支 所 長 園 長 担 当 課 長 課 長 補 佐 所 長 補 佐 市 場 長 補 佐 室 長 補 佐 支 所 長 補 佐 副 園 長 法 務 監 人 事 ・ 給 与 及 び 職 員 団 体 担 当 の 課 の 係 長 |